

船橋市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

昭和61年12月26日

規則第63号

改正 昭和62年3月20日規則第5号

昭和62年5月30日規則第43号

昭和62年11月20日規則第54号

昭和63年3月31日規則第14号

平成元年3月31日規則第29号

平成元年9月25日規則第69号

平成2年11月29日規則第46号

平成3年1月30日規則第2号

平成3年4月30日規則第54号

平成3年11月26日規則第67号

平成4年1月30日規則第3号

平成4年3月31日規則第45号

平成5年3月31日規則第15号

平成5年9月30日規則第69号

平成5年11月29日規則第77号

平成6年3月31日規則第12号

平成6年10月26日規則第60号

平成7年3月31日規則第31号

平成7年4月28日規則第59号

平成7年9月27日規則第75号

平成7年10月24日規則第84号

平成8年3月29日規則第14号

平成9年3月31日規則第16号

平成10年3月31日規則第23号

平成11年3月31日規則第14号

平成11年7月7日規則第47号

平成11年12月28日規則第72号

平成12年3月31日規則第23号

平成12年 6月27日規則第83号
平成13年 3月30日規則第15号
平成13年 9月28日規則第59号
平成14年 3月29日規則第 3号
平成14年 3月29日規則第14号
平成15年 3月31日規則第55号
平成16年 3月31日規則第26号
平成16年11月30日規則第98号
平成17年12月28日規則第97号
平成18年 2月24日規則第 7号
平成18年12月12日規則第114号
平成19年 3月30日規則第19号
平成20年 8月20日規則第80号
平成20年 9月18日規則第83号
平成20年12月16日規則第96号
平成21年 1月20日規則第 3号
平成21年 3月31日規則第12号
平成22年 1月29日規則第 5号
平成24年 3月27日規則第10号
平成25年 3月29日規則第69号
平成25年 8月30日規則第92号
平成26年 3月31日規則第22号
平成26年 9月30日規則第117号
平成27年 3月23日規則第 8号
平成27年11月30日規則第128号

船橋市自転車等の放置防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市自転車等の放置防止に関する条例（昭和61年船橋市条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(大型店舗における自転車等駐車場の設置基準等)

第3条 条例第8条第1項に規定する規則で定めるものは、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定による商業地域及び近隣商業地域における別表(ア)欄に掲げる施設とし、条例第8条第2項の規定により設置する自転車等駐車場の基準は、同表(ア)欄の用途に供する施設で(イ)欄に掲げる規模に応じ、(ウ)欄により算定した規模とする。

2 別表(ア)欄に用途の2以上に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築については、当該用途ごとに同表(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車等駐車場の規模を同表(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模とみなして、前項の規定を適用する。

3 店舗面積が5,000平方メートルを超える施設(混合用途施設を除く。)の新築については、店舗面積が5,000平方メートルまでの部分については、店舗面積が5,000平方メートルまでの部分について別表(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模に、店舗面積が5,000平方メートルを超える部分について同表(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもって、同表(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模とする。

4 混合用途施設で各用途の店舗面積の合計(以下この項において「合計面積」という。)が5,000平方メートルを超えるものの新築については、合計面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の店舗面積が5,000平方メートルに占める割合と、合計面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗面積とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模をもって、第2項の自転車等駐車場の規模とする。

5 次に掲げる施設の増築をしようとする場合に設置すべき自転車等駐車場の基準は、当該増築後の施設(当該施設のうち、条例施行前に建築された部分を除く。)をすべて新築したとみなして前各項の規定により算定した自転車等駐車場の規模から現に設置されている自転車等駐車場の規模を控除した規模とする。

(1) 別表(ア)欄の用途に供する施設について同表(イ)欄の規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築

(2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で当該増築後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに別表(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上であるもの

(平27規則128・一部改正)

(自転車等駐車場の設置の届出)

第4条 条例第8条第1項に規定する施設を新築又は増築しようとする者が、同項に規定する自転車等駐車場を設置しようとするときは、大型店舗自転車等駐車場設置届(第1号様式)により市長に届け出なければならない。

(放置禁止区域の告示)

第5条 条例第9条第3項(条例第10条第2項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 放置禁止区域の区域名及び区域図
- (2) 放置禁止区域の指定(条例第10条第2項において準用する場合にあっては、変更又は解除)の年月日

(平27規則128・一部改正)

(放置禁止区域の周知)

第6条 市長は、放置禁止区域を指定したときは、当該放置禁止区域内に自転車等放置禁止区域標識(第2号様式)、立看板その他当該地域が放置禁止区域であることを周知するため必要なものを設置するものとする。

(移送の通告等)

第7条 市長は、条例第13条又は第15条の規定により自転車等を移送しようとするときは、当該自転車等に放置自転車等移送通告書(第3号様式)を取り付けて、その旨を通告する。

第8条 市長は、条例第14条第2項の規定により自転車等を移送しようとするときは、事前に、当該自転車等に放置自転車等移送警告書(第4号様式)を取り付けてその旨を警告する。

2 前項の場合において、市長は、当該自転車等を移送する旨を表示した立看板を設置する等移送の周知について必要な措置を行うものとする。

第8条の2 市長は、条例第13条、第14条第2項又は第15条の規定により自転車等を移送するに当たり、当該自転車等がガードレール、電柱その他の工作物にチェーン等により結び付けられている場合において、当該チェーン等を切断しなければ当該自転車等を移送することができないときは、当該チェーン等を切断の上移送することができる。

(平11規則14・追加)

(放置禁止区域外で移送の対象となる自転車等の放置期間)

第9条 条例第14条第2項に規定する規則で定める期間は、第8条第1項に規定する放置

自転車等移送警告書の取付けの日から起算して、7日間とする。

(平27規則128・一部改正)

(身分証明書)

第10条 条例第16条に規定する身分を示す証明書は、第5号様式によるものとする。

(返還のための措置)

第11条 市長は、条例第13条、第14条第2項又は第15条の規定により自転車等を移送し、及び条例第13条に規定する保管場所に保管したときは、直ちに、当該自転車等が放置されていた一団の場所ごとに次に掲げる事項を記載した立看板等を掲示し、及び当該自転車等を放置自転車等保管台帳(第6号様式)に登録するものとする。

- (1) 移送年月日
- (2) 保管場所
- (3) 保管期間
- (4) 返還を受ける方法
- (5) 問い合わせ先

2 市長は、条例第13条、第14条第2項又は第15条の規定により自転車等を移送したときは、遅滞なく、当該自転車等の所有者を調査し、当該所有者が確認できたときは、保管自転車等引取通知書(第7号様式)により、当該自転車等を引き取るよう、当該所有者に通知する。

(保管自転車等の引取り)

第12条 保管した自転車等の利用者等は、当該自転車等を引き取ろうとするときは、保管自転車等引取申請書・受領書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該利用者等は、自転車等の鍵その他当該利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。

(平27規則128・一部改正)

(保管期間)

第13条 条例第17条第2項に規定する規則で定める期間は、2月間とする。

(移送保管料の徴収)

第14条 条例第18条第1項に規定する移送保管料の徴収は、自転車等の引取りの時とする。

2 移送保管料の徴収方法は、市長が別に定める。

(船橋市自転車等駐車対策協議会の会長及び副会長)

第15条 条例第19条第1項に規定する船橋市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」と

いう。)に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平6規則60・追加、平27規則128・旧第32条繰上・一部改正)

(会議及び議事)

第16条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり、議事を整理する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(平6規則60・追加、平27規則128・旧第33条繰上)

(庶務)

第17条 協議会の庶務は、建設局都市整備部都市整備課において処理する。

(平6規則60・追加、平11規則14・平13規則15・平14規則3・平24規則10・一部改正、平27規則128・旧第34条繰上)

(会長への委任)

第18条 前3条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平6規則60・追加、平27規則128・旧第35条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。ただし、第14条の規定は、昭和62年7月1日から、第16条から第29条まで及び別表第3の規定は、昭和62年3月1日から施行する。

(船橋市自転車の安全利用に関する条例施行規則の廃止)

2 船橋市自転車の安全利用に関する条例施行規則(昭和57年船橋市規則第59号)は、廃止する。

附 則(昭和62年3月20日規則第5号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年5月30日規則第43号)

この規則は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則（昭和62年11月20日規則第54号）
この規則は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日規則第14号）
この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第29号）
この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年9月25日規則第69号）
この規則は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成2年11月29日規則第46号）
この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成3年1月30日規則第2号）
この規則は、平成3年2月1日から施行する。

附 則（平成3年4月30日規則第54号）
この規則は、平成3年5月1日から施行する。

附 則（平成3年11月26日規則第67号）
この規則は、平成3年12月2日から施行する。

附 則（平成4年1月30日規則第3号）
この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日規則第45号）
この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第15号）
この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年9月30日規則第69号）
この規則は、平成5年10月1日から施行する。

附 則（平成5年11月29日規則第77号）
この規則は、平成5年12月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第12号）
この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年10月26日規則第60号）
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則の一部改正)

- 2 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する規則(昭和55年船橋市規則第42号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成7年3月31日規則第31号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年4月28日規則第59号)

この規則は、平成7年5月1日から施行する。

附 則(平成7年9月27日規則第75号)

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則(平成7年10月24日規則第84号)

この規則は、平成7年11月1日から施行する。

附 則(平成8年3月29日規則第14号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第16号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日規則第23号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年6月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第28条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に市長から自転車等駐車場の利用の承認を受けた者に係る還付額から適用する。

附 則(平成11年3月31日規則第14号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第8条の次に1条を加える改正規定及び第34条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年7月7日規則第47号)

この規則は、平成11年7月7日から施行する。

附 則(平成11年12月28日規則第72号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の規定は、平成12年4月1日以後に自転車等駐車場を利用する者に係る整理料から適用し、同日前に自転車等駐車場を利用する者に係る整理料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月31日規則第23号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年6月27日規則第83号)

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則(平成13年3月30日規則第15号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年9月28日規則第59号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第3号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第14号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第55号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第26号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年11月30日規則第98号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成17年12月28日規則第97号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現になされている改正前の船橋市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第19条の規定による東海神駅第二自転車等駐車場に係る月ぎめ利用の申請は、改正後の船橋市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第19条の規定による船橋駅北口自転車等駐車場に係る月ぎめ利用の申請とみなす。
- 3 この規則の施行の際現になされている旧規則第20条第1項の規定による東海神駅第二自転車等駐車場に係る月ぎめ利用の承認であって、当該承認の期間の終期が到来していないものは、新規則第20条第1項の規定による船橋駅北口自転車等駐車場に係る月ぎめ利用の承認とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則第22条の規定により納付されている東海神駅第二自転車等駐車場に係る月ぎめ整理料は、新規則第22条の規定により納付された船橋駅北口自転車等駐車場に係る月ぎめ整理料とみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則第23条第1項の規定により交付されている東海神駅第二自転車等駐車場に係る自転車等駐車場利用票であって、その有効期限が到来していないものは、新規則第23条第1項の規定により交付された船橋駅北口自転車等駐車場に係る自転車等駐車場利用票とみなす。

附 則（平成18年2月24日規則第7号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年3月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現になされている改正前の船橋市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第19条の規定による船橋日大前駅自転車等駐車場に係る月ぎめ利用の申請は、改正後の船橋市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第19条の規定による船橋日大前駅西口第一自転車等駐車場に係る月ぎめ利用の申請とみなす。
- 3 この規則の施行の際現になされている旧規則第20条第1項の規定による船橋日大前駅自転車等駐車場に係る月ぎめ利用の承認であって、当該承認の期間の終期が到来していないものは、新規則第20条第1項の規定による船橋日大前駅西口第一自転車等駐車場に係る月ぎめ利用の承認とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則第22条の規定により納付されている船橋日大前駅自転車等駐車場に係る月ぎめ整理料は、新規則第22条の規定により納付された船橋日大前駅

西口第一自転車等駐車場に係る月ぎめ整理料とみなす。

- 5 この規則の施行の際現に旧規則第23条第1項の規定により交付されている船橋日大前駅自転車等駐車場に係る自転車等駐車場利用票であって、その有効期限が到来していないものは、新規則第23条第1項の規定により交付された船橋日大前駅西口第一自転車等駐車場に係る自転車等駐車場利用票とみなす。

附 則（平成18年12月12日規則第114号）

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第19号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月20日規則第80号）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20年9月18日規則第83号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成20年12月16日規則第96号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年1月20日規則第3号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第12号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年1月29日規則第5号）

この規則は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日規則第10号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第69号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月30日規則第92号）

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の船橋市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の規定は、平成26年4月1日以後に自転車等駐車場の月ぎめ利用の承認を受けた者に係る整理料の還付額について適用し、同日前に自転車等駐車場の月ぎめ利用の承認を受けた者に係る整理料の還付額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月30日規則第117号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日規則第8号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月30日規則第128号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条第5項の改正規定（「前4項」を「前各項」に改める部分に限る。）並びに第5条、第9条及び第12条の改正規定並びに第3号様式及び第4号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

別表

（平27規則128・旧別表第1・一部改正）

（ア）施設の用途	（イ）施設の規模	（ウ）自転車等駐車場の規模
銀行、信用金庫その他の金融機関	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	店舗面積25平方メートルごとに1台
遊技場	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートルごとに1台
百貨店、スーパーマーケットその他小売店	店舗面積が500平方メートルを超えるもの	店舗面積25平方メートルごとに1台
飲食店	店舗面積が300平方メートルを超えるもの	店舗面積15平方メートルごとに1台

備考

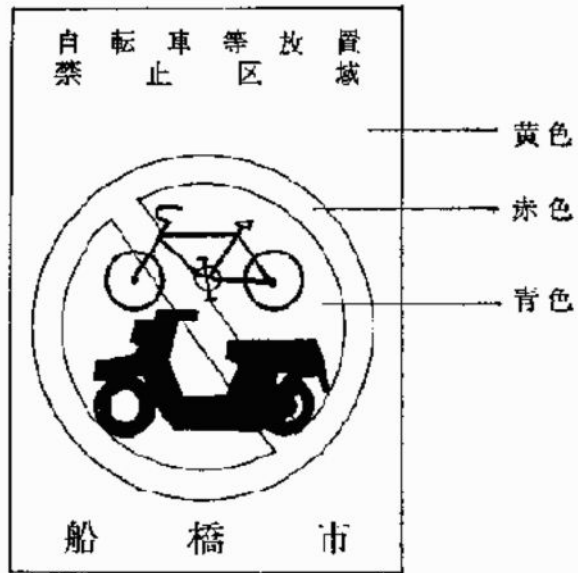
- 1 店舗面積の算定方法は、銀行、信用金庫その他の金融機関にあつては、銀行室、信用金庫室、一般応接室、ショーウィンド等の床面積とし、遊技場にあつては、遊技室、景品交換所等の床面積とし、百貨店、スーパーマーケットその他小売店にあつては、売場、売場間の通路、ショーウィンド、ショールーム、承り所、物品加工修理所等の床面積とし、飲食店にあつては、食堂、調理室、ショーウィンド等の床面積とする。
- 2 自転車等駐車場の規模の算定に当たって1台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第1号様式

<p>大型店舗自転車等駐車場設置届</p> <p>船橋市長 あて</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">住所 届出者 名称 (代表者) ㊟ 住所 連絡先 氏名 電話 ()</p> <p>自転車等駐車場の設置について、次のとおり届け出ます。</p>	
大型店舗の名称	
大型店舗の所在地	
大型店舗の敷地面積	m ²
大型店舗の種類	
大型店舗の店舗面積	m ²
自転車等駐車場の規模	台
自転車等駐車場の所在地	
添付書類	(1) 自転車等駐車場の平面図及び立面図 500分の1 (2) 建物平面図 500分の1 (3) 店舗敷地の平面図 500分の1
備考	

第2号様式

自転車等放置禁止区域標識



第3号様式

(その1)

放置自転車等移送通告書

この場所での自転車及び原動機付自転車の放置は禁止されています。

直ちに移動されない場合は船橋市自転車等の放置防止に関する条例第13条の規定により移送します。

年 月 日
船橋市長

(その2)

放置自転車等移送通告書

あなたの自転車又は原動機付自転車をこの場所から直ちに移動してください。

災害時の緊急活動及び避難行動が極めて困難となると認められます。

直ちに移動されない場合は船橋市自転車等の放置防止に関する条例第15条の規定により移送します。

年 月 日
船橋市長

第4号様式

放置自転車等移送警告書

あなたの自転車又は原動機付自転車をこの場所から移動してください。

本日から起算して7日以内に移動されない場合は、船橋市自転車等の放置防止に関する条例第14条第2項の規定により移送します。

年 月 日

船橋市長

第5号様式

(表)

写 真	契 印	身 分 証 明 書	第 号
		所 属 職 名 氏 名 (年 月 日 生)	
上記の職員は、船橋市自転車等の放置防止に関する条例第13条、第14条第2項又は第15条の規定により、放置自転車等を移送することができる職員であることを証明する。			
年 月 日		船橋市長	印

9.0cm

6.5cm

(裏)

--

注 条例第13条、第14条第2項、第15条及び第16条の規定を記載すること。

第6号様式

放置自転車等保管台帳

整理番号	移送日時	移送場所	防犯登録番号 (標識番号) 車体番号	色	メーカー 車名	車種 車両状態	住所	保管場所		備考
								氏名 電話番号	保管期限 返還日 処分日	

第7号様式

保管自転車等引取通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日に 駅において、あなたの所有（利用）していると思われる自転車等を船橋市自転車等の放置防止に関する条例第13条、第14条第2項又は第15条に基づき、移送し、同条例第17条第2項の規定により保管しておりますので、速やかに引き取られるよう通知します。

なお、保管期間を経過したときは、処分します。

- 1 引取期間
引取時間
- 2 保管場所
- 3 引取りに必要なもの
 - (1) 印鑑
 - (2) 身分を証明できるもの
 - (3) 移送保管料
 - (4) 自転車等の鍵

第8号様式

保管自転車等引取申請書・受領書

船橋市長 あて 次のとおり自転車等の引取りを申請します。			
申請者（受領者）		住所	氏名 電話番号
置いてあった場所		移送年月日	
整理番号		領収書番号	
防犯登録番号 (標識番号)		車体番号	
車種		車体色	
確認事項	免除理由		
	警察署名	届出日及び受理番号	
	本人確認		
	返還通知	鍵	
上記の自転車等を受領しました。			
			保管自転車等受領者 ㊞

第1号様式

(平4規則3・平16規則98・一部改正)

第2号様式

第3号様式

(平27規則128・全改)

第4号様式

(平27規則128・全改)

第5号様式

第6号様式

(平27規則128・全改)

第7号様式

(平27規則128・全改)

第8号様式

(平27規則128・全改)